

COVID-19（新型コロナウイルス感染症）のパンデミックによる

EPO 業務への衝撃

COVID-19 のパンデミックによる影響を受け、欧州特許庁（EPO）は、出願人の権利と異議申立及び審判請求人の権利を守るための措置を発表しました。発表された措置のうち、EPO は、2020 年 3 月 15 日以降で満了する全ての「タイムリミット」（“time limits”）を 2020 年 4 月 17 日まで延長することを通知しました。2020 年 4 月 17 日以降も中断が続く場合、期限に関する更なる延長及び救済措置は更なる EPO 通知により伝達されます。

弊所の 2 月のニュースレター（[issue of February 2020](#)）にてお伝えしていますように、欧州特許条約（EPC）及び特許協力条約（PCT）に基づき欧州特許庁に提出したものに関して期限の不遵守が発生した場合に、出願人、権利者、及び申立人は、一般法的救済措置を利用し得ます。しかしながら、EPO の発表から推測し得る内容とは反対に、全ての期限が、EPO により示された 2020 年 4 月 17 日まで延長される「タイムリミット」に含まれる訳ではないことを知って正しく理解することが重要です。例えば、口頭審理の召喚状に示された、口頭審理前の意見書及び／又は補正書の提出期限、分割出願の出願期限、及び更新手数料の（全てではなく）殆どの納付期限が、上記延長対象から除外されています。従って、出願人は、特許代理人に、期限までに対応できないかもしれないあらゆる期限について相談することが重要です。

EPO はまた、2020 年 4 月 17 日までに行うと予定していた、審査及び異議申立の手續に関する全ての口頭審理に対して、ビデオ会議によって行うことが確認された場合を除き、更なる通知まで延期することを決定しました。審判請求の口頭審理については、2020 年 4 月 17 日まで審判部において行いません。EPO は、通知により関連当事者に連絡する予定となっています。

COVID-19 に起因して急変する事態から見て、全ての当事者は定期的に、[EPO のウェブサイト](#)と[審判部のウェブページ](#)から最新情報を確認する必要があります。